

事務連絡
令和5年3月16日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

日本化粧品工業会設立に伴う輸出用化粧品の証明書の発給について

輸出用化粧品の証明書の発給に係る取扱いについては、「輸出用化粧品の証明書の発給について」（令和3年8月2日付け薬生薬審発 0802 第1号・薬生安発 0802 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知。以下「化粧品輸出証明書通知」という。）でお知らせしてきたところです。

今般、日本化粧品工業連合会より、別添のとおり新団体である「日本化粧品工業会」（以下「粧工会」という。）の設立及び粧工会における輸出証明事務の新たな取扱いについて報告がありました。

令和5年4月1日以降、発給申請の窓口は粧工会とし、証明書の発給は原則として粧工会が行うこととします。また、化粧品輸出証明書通知中、「日本化粧品工業連合会」を「日本化粧品工業会」に、「粧工連」を「粧工会」に読み替えることとしますので、貴管下関係業者に対して周知方よろしくお願いいたします。

なお、別記関係団体宛てに本事務連絡の写しを送付しますので、念のため申し添えます。

別記

日本輸入化粧品協会

日本パーマネントウェーブ液工業組合

一般社団法人日本医薬品添加剤協会

日本界面活性剤工業会

日本石鹼洗剤工業会

日本石鹼洗剤工業組合

日本歯磨工業会

日本ヘアカラー工業会

日本浴用剤工業会

一般社団法人日本エアゾール協会

化粧品原料協会

近畿化粧品原料協会

欧州ビジネス協会化粧品・医薬部外品委員会

在日米国商工会議所トイレタリー・化粧品・フレグランス委員会

粧工連通知 20230006 号

2023 年 3 月 10 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長 様

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長 様

日本化粧品工業連合会

会長 魚谷 雅彦



日本化粧品工業会設立に伴う輸出用化粧品の証明書の発給について

日本化粧品工業連合会では、輸出用化粧品の証明書の発給に係る取扱いについて、「輸出用化粧品の証明書の発給について」（令和3年8月2日付け薬生薬審発 0802 第1号・薬生安発 0802 第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長通知）等に基づき発給業務を行ってまいりました。

今般、本年4月1日付けで地域3団体（東京化粧品工業会・中部化粧品工業会・西日本化粧品工業会）が日本化粧品工業連合会を母体とした団体に統合して日本化粧品工業会（粧工会）が設立されることに伴い、輸出用化粧品の証明書の発給について別添のとおり取り扱うことする旨を会員へ通知することとしましたので、ご報告いたします。

【 別 添 】
粧工連通知 20230004 号
2023 年 3 月 10 日

日本化粧品工業連合会 事務局

日本化粧品工業会が行う輸出用化粧品の証明書の発給について

本年 4 月 1 日、地域 3 団体（東京化粧品工業会・中部化粧品工業会・西日本化粧品工業会）が日本化粧品工業連合会を母体とした団体に統合し、日本化粧品工業会（粧工会）が設立されます。これに伴い、現在、日本化粧品工業連合会及び西日本化粧品工業会で発給している輸出用化粧品の証明書（以下「証明書」という。）は、4 月 1 日以降、粧工会の本部（東京）並びに支部（中部日本支部及び西日本支部）において下記のとおり発給することとし、別添様式を定めましたので、お知らせします。

なお、粧工会の設立にあわせて粧工会ホームページ内の輸出証明書発給業務のページ（<https://www.jcia.org/user/business/export/>）を更新します。粧工会への証明書の発給申請にあたっては、更新されたホームページの内容をよくご確認ください、発給申請を行ってください。

記

1. 粧工会では、本部、中部日本支部及び西日本支部の 3 か所で証明書を発給します。
本部と支部とで発給者の氏名が異なるため、発給者に合わせた様式を発給事務所ごとに準備します。申請先は自由に選択できますので、申請先に合わせた様式をダウンロードして発給申請を行ってください。
なお、厚生労働省が発給する証明書の申請については、引き続き本部のみで対応します。
2. 従来どおり、申請ごとに 1 枚の申請書（粧工会様式 1）及び誓約書（粧工会様式 5）を提出してください。申請書の社印及び代表者印の押印は省略することができます。
3. 粧工会正会員企業の発給申請では、従来どおり許可証、製造販売届書等の写の添付は省略することができます。ただし、申請内容の確認が必要と判断した際には、許可証、製造販売届書等の写の提出をお願いすることがありますので、御承知おきください。
4. 新しい様式は別添のとおりです。様式ファイルは、粧工会の設立にあわせて粧工会ホームページ内の輸出証明書発給業務のページでダウンロードできるように準備します。
5. 上記のほか、粧工会ホームページ内の輸出証明書発給業務のページをご確認のうえ発給申請手続きに従って申請してください。

化粧品証明書発給申請書

事 項	<input type="checkbox"/> 1. 製造販売業又は製造業に関する証明 (粧工会様式 2 - 1 又は 2 - 2) <input type="checkbox"/> 2. 製造 (輸入) 及び販売に関する証明 (粧工会様式 3) <input type="checkbox"/> 3. 製造 (輸入) に関する証明 (粧工会様式 4 - 1 又は 4 - 2)
品 目 (製 品) 名	
製 造 所 等 の 名 称	
製 造 所 等 の 所 在 地	
証 明 書 提 出 先 国 等 (部 数)	
備 考	

上記により、別添の証明書の発給を申請します。

令和 年 月 日

住所：(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名：(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

証 明 書

日本化粧品工業会は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第12条第1項の規定により許可された化粧品製造販売業者であることを証明します。

製造販売業者名(又は主たる機能を有する事務所の名称):

所在地:

許可番号:

令和 年 月 日

日本化粧品工業会
〇〇執行理事 〇〇 〇〇

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is a cosmetic marketing authorization holder licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 12 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of the Marketing Authorization Holder :
(or Name of the Office for General Marketing Manager)

Address :

Licence Number :

TOKYO, date

○○○ ○○○

○○ Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

TOKYO OFFICE : 6F, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

NAGOYA OFFICE : 2F, ACA Bldg. 7-25, MARUNOUCHI 3-CHOME NAKA-KU, NAGOYA- CITY, AICHI 460-0002 JAPAN

OSAKA OFFICE : 3F, 1-13, UCHIHONMACHI 2-CHOME, CHUO-KU, OSAKA-CITY, OSAKA 540-0026 JAPAN

証 明 書

日本化粧品工業会は、(製造業者の氏名(法人にあつては名称))、(製造業者の住所(法人にあつては主たる事務所の所在地))が日本国医薬品医療機器等法第13条第1項の規定により許可された化粧品製造業者であることを証明します。

製造所の名称：

製造所の所在地：

許可番号：

令和 年 月 日

日本化粧品工業会
〇〇執行理事 〇〇 〇〇

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that (Name of the Manufacturer), (Address) is a cosmetic manufacturer licensed in accordance with the provision of Paragraph 1, Article 13 of the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Name of Manufacturing Site :

Address :

Licence Number :

TOKYO, date

○○○ ○○○

○○ Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

TOKYO OFFICE : 6F, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

NAGOYA OFFICE : 2F, ACA Bldg. 7-25, MARUNOUCHI 3-CHOME NAKA-KU, NAGOYA- CITY, AICHI 460-0002 JAPAN

OSAKA OFFICE : 3F, 1-13, UCHIHONMACHI 2-CHOME, CHUO-KU, OSAKA-CITY, OSAKA 540-0026 JAPAN

証 明 書

日本化粧品工業会は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造販売された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)され、かつ、日本国内において販売することを認められているものであることを証明します。

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業会
〇〇執行理事 〇〇 〇〇

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that the following cosmetic product(s) marketed by (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to the supervision of the Ministry of Health, Labour and Welfare as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan and is(are) allowed to be sold in Japan.

Product(s) :

TOKYO, date

○○○ ○○○

○○ Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

TOKYO OFFICE : 6F, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

NAGOYA OFFICE : 2F, ACA Bldg. 7-25, MARUNOUCHI 3-CHOME NAKA-KU, NAGOYA- CITY, AICHI 460-0002 JAPAN

OSAKA OFFICE : 3F, 1-13, UCHIHONMACHI 2-CHOME, CHUO-KU, OSAKA-CITY, OSAKA 540-0026 JAPAN

証 明 書

日本化粧品工業会は、下記化粧品が日本国内において既に販売されていることを証明します。

会社名：(法人にあつては、名称)

住 所：(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

製品名：

令和 年 月 日

日 本 化 粧 品 工 業 会
〇〇執行理事 〇〇 〇〇

証 明 書

日本化粧品工業会は、(製造販売業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造販売業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって輸出される下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業会
○○執行理事 ○○ ○○

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that the following cosmetic product(s) exported by (Name of the Marketing Authorization Holder), (Address) is(are) manufactured(imported) subject to the supervision of the Ministry of Health, Labour and Welfare as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s) :

TOKYO, date

○○○ ○○○

○○ Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

TOKYO OFFICE : 6F, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

NAGOYA OFFICE : 2F, ACA Bldg. 7-25, MARUNOUCHI 3-CHOME NAKA-KU, NAGOYA- CITY, AICHI 460-0002 JAPAN

OSAKA OFFICE : 3F, 1-13, UCHIHONMACHI 2-CHOME, CHUO-KU, OSAKA-CITY, OSAKA 540-0026 JAPAN

証 明 書

日本化粧品工業会は、(製造業者の氏名(法人にあっては、名称))、(製造業者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地))によって製造(輸入)された下記化粧品が、日本国医薬品医療機器等法の規定に準拠して、厚生労働省の監督のもとに製造(輸入)されているものであることを証明します。

製品名：

令和 年 月 日

日本化粧品工業会
〇〇執行理事 〇〇 〇〇

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

CERTIFICATE

We, Japan Cosmetic Industry Association, hereby certify that the following cosmetic product(s) manufactured(imported) by (Name of the Manufacturer), (Address) is(are) subject to the supervision of the Ministry of Health, Labour and Welfare as stipulated in the Pharmaceuticals, Medical devices and Other Therapeutic Products Act of Japan.

Product(s) :

TOKYO, date

○○○ ○○○

○○ Director

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

JAPAN COSMETIC INDUSTRY ASSOCIATION

TOKYO OFFICE : 6F, METRO CITY KAMIYACHO, 1-5, TORANOMON 5-CHOME MINATO-KU, TOKYO 105-0001 JAPAN

NAGOYA OFFICE : 2F, ACA Bldg. 7-25, MARUNOUCHI 3-CHOME NAKA-KU, NAGOYA- CITY, AICHI 460-0002 JAPAN

OSAKA OFFICE : 3F, 1-13, UCHIHONMACHI 2-CHOME, CHUO-KU, OSAKA-CITY, OSAKA 540-0026 JAPAN

誓 約 書

令和〇年〇月〇日付で発給申請した輸出用化粧品の実明書の内容は全て真実であり、かつ、許可証及び届書の記載事項を正確に反映していること、また、当該証明書の発給に伴う相談、苦情、訴訟、損害賠償等については、日本化粧品工業会には一切責任がないことを確認し、輸出先国内及び日本国内におけるこれら一切の処理を申請会社が責任をもって行うことを誓約します。

令和 年 月 日

住所：(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名：(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

日本化粧品工業会証明書発給者 殿